

令和8年第2回広野町議会臨時会会議録目次

第1日 5月8日（金曜日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1
○本会議に出席した事務局職員	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第23号 専決処分の報告及びその承認について	3
○議案第24号 専決処分の報告及びその承認について	4
○議案第25号 財産の取得について	6
○閉会の宣告	11
○署名	13

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和8年第2回広野町議会臨時会会議録（第1日）

令和8年5月8日（金曜日）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第23号 専決処分の報告及びその承認について

日程第 4 議案第24号 専決処分の報告及びその承認について

日程第 5 議案第25号 財産の取得について

○出席議員（8名）

1番 西 本 久 雄 君
3番 高 木 光 雄 君
5番 西 内 玄 太 君
7番 遠 藤 浩 君

2番 渡 邊 忠 義 君
4番 渡 邊 正 俊 君
6番 北 郷 伯 弘 君
8番 門 馬 ま り え 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 松 和 真 君
副 町 長	鯨 岡 公 一 君
教 育 長	根 本 良 政 君
参事兼総務課長	遠 藤 義 宏 君
参 事 兼 政 策 企 画 課 長	加 賀 博 行 君
農 業 振 興 課 長	黒 田 泰 将 君
参 事 兼 建 設 課 長	飯 島 洋 一 君
参 事 兼 環 境 防 災 課 長	松 本 周 次 君
健 康 福 祉 課 長	金 子 一 隆 君
こども家庭課長	北 郷 功 君
町民税務課長	林 澄 子 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	横 山 正 文 君

教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	佐	藤	尚	文	君
生 涯 学 習 課 長 兼 公 民 館 長	鯨	岡	圭	介	君
代 表 監 査 委 員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長	林		聡	宏	君
議 会 事 務 局 書 記	渡	辺		駿	君

○開会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回広野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邊正俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

1番 西 本 久 雄 君

2番 渡 邊 忠 義 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邊正俊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決しました。

今期臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりであります、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○議案第23号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（渡邊正俊君） 日程第3、議案第23号 専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 皆さん、おはようございます。本日第2回広野町議会臨時会を招集申し上げ

ましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の議案は、急施を要する案件についてご審議をいただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号の提案理由を申し上げます。本案につきましては、地方税法等を改正する法律が令和8年3月31日付で公布され、4月1日から施行されることから、広野町税条例について所要の改正が必要となり、3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご承認いただくための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

（町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第23号 専決処分の報告及びその承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。

○議案第24号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（渡邊正俊君） 日程第4、議案第24号 専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第24号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法等を改正する法律が令和8年3月31日付で公布され、4月1日から施行されることから、広野町国民健康保険税条例について所要の改正が必要となり、3月31日付

で専決処分いたしましたので、ご承認いただくための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

（町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） まず、本題に入る前に、税務課長におかれましては、このたびの昇進おめでとうございます。今後とも、税は財源の非常に要でありますので、どうぞ頑張ってくださいと思います。

それでは、今回の国民健康保険の内容であります。これまでの保険税については医療、あと後期高齢者、介護等から徴収されていた部分、さらに今回は子ども・子育て支援ということが今回の4月1日から導入されるということだろうと思いますが、これについては、当然今現在少子化に向かっている状況であります。これを国民全体が、納税者全体が子育てのために支援してあげるということは大切なことだろうと思いますけれども、これは将来に向けては一番大切な税かなというふうに感じているところであります。民間の資料によりますと、この税につきましては、8年度については月に250円とか、また来年は300円、さらに10年度は400円ということで、これが国としては1兆円の財源を確保したいというふうな狙いがあるようであります。これらについても、今後の我々の後輩をつくるという意味では、やはり今子育てがなかなか大変というようなことも聞いておりますので、これらにも波及されるということでもありますので、私としてはこの税については賛成でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 答弁はいいですか。

○2番（渡邊忠義君） 答弁ができればお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

○町民税務課長（林 澄子君） ただいまの2番、渡邊忠義議員の質問に答弁いたします。

子ども・子育て制度につきましては、社会全体で子育て世代を応援する仕組みとなっております。子育て支援につきましては、子供たちが健やかに成長していくためのものであり、その子供たちは将来大人になって、この社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあると存じております。今回の法改正に伴いまして、子育て支援について国保税のほうに加算されることになるわけですが、社会全体で子育て世代を支えていくということで推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

忠義君に申し上げます。質疑ですから、論点を明確にして質疑行ってください。お願いします。

○2番（渡邊忠義君） はい。当然、子育て支援事業という新たな事業ということで、質問させていただいたわけであります。今後ともどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第24号 専決処分の報告及びその承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。

○議案第25号 財産の取得について

○議長（渡邊正俊君） 日程第5、議案第25号 財産の取得についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君） 議案第25号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、火災対応に係る消防団車両等の財産を取得したいので、これに伴う契約を東部産業株式会社自動車部と締結し、当該財産を取得いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、環境防災課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（渡邊正俊君） 環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 財産取得について、この件については十分満たされた消防団の中で運営されているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（松本周次君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問の内容につきましては、この消防車両が消防活動をする上で機能を十分に有しているということでの質問ということによろしいのでしょうか。この消防ポンプ車につきましては、消防車として機能する基準を満たした形で仕様をつくっておりまして、消防活動に十分対応できる車両と考えております。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） この議案書の14ページの、まずこの記の取得の方法で指名競争入札となっておりますけれども、これ何者だったのか。

それと、取得価格が3,220万8,000円になっておりますけれども、これ当初予算では3,251万5,000円で、ほぼ満額的な金額なのですけれども、この辺の、入札ですから、ほぼ100%くらいの価格なのですけれども、この辺に関して、入札したとき最低価格とか、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（松本周次君） 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

入札指名の業者の数につきましては、5者指名しておりまして、そのうち2者が辞退ということになっております。辞退の理由といたしましては、消防車両の納期がちょっと難しいというようなことで辞退となっております。確認のほうをちょっといたしましたら、現在車を購入する場合も1年で物が納車されるというのがなかなか難しいというな、そんな状況もありまして、納められた車を消防車としていろんな機能をつけたりなんなりという作業をする関係もあって、2者については3月末までにはちょっと納車が難しいということでの辞退となっております。

あと今回の予算を確保するにおいては、当初予算のときに業者のほうから見積りを取りまして、その平均で予算化をしております。消防車両については、消防車を造る事業者さんというのが数が少なく、どうしても見積りに頼らざるを得ないというところもありまして、入札と請け差が今回99.23%ということになっておりますが、どうしてもそこは入札の結果のとおりになっているというような、そのような状況となっております。

あと、最低制限の価格の設定につきましては、備品の購入ということで、最低制限価格を設けてはおりません。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） こういった消防車ですから、特殊だと思うのです。ですから、今回落札したこの東部産業株式会社、この会社では多分こういう実績がかなりあるのかと思うのですけれども、やはりこういう消防車は、多分広野町でも13台たしか持っていたかと思うのですけれども、いずれ買換えの時期がまた何年かごとに出てくると思いますから、その辺も、価格的なものもよく事前の打合わせとか、そういったものを十分にいただきたいというふうに思います。

あと、もう一点だけ。この車両に関しては、普通免許証でよろしいのですよね。というのは、当初予算にも、この消防関係だと思うのですけれども、45万円ほど予算取って、免許取得に対して何か計上していますよね。ですから、こういう特殊という、いわゆる特殊でしょうけれども、そういった今回この運転に当たって、役場の職員とか、そういったことに関して特殊な事前に操作する方法とかというのは、この東部産業のほうに来て、いろいろ指導を定期的にするのでしょうか。あるいは、自動車の点検方法も含めて、そういったものをこの東部産業としては車を購入した代償としてやってもらえるのか、その辺の管理も含めて伺います。

○議長（渡邊正俊君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（松本周次君） それでは、3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

消防車両、特殊な車両ということで、ポンプとか、そういったものに圧力かける方法とか、そういったものについては、取扱説明書等当然あるかと思えますけれども、その操作の方法については、今回は落札した東部産業株式会社になろうかと思えますけれども、そちらからの操作の指導、そういったものについては指導をいただくことはできるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

〔何事か声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 学校教育課長、補足。説明があれば。

○学校教育課長（佐藤尚文君） 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

前任として環境防災課長を務めておりましたので、まず免許の件でご説明します。今回の車両、中型免許が必要な車両になっておりますので、今回3人分の中型免許取得の予算を取っております。半額補助というような形でございますが、取っております。そちらを活用して、今回導入する4分団だけではなくて、ほかの分団でもその免許を取得できるような活用を考えております。

あと、もう一つ、事業所からの指導でございますが、今まで各種車両を導入しているときとも同様に、仕様の中でそういった操作の説明はするようにお願いしておりますので、そちらで、導入後ですが、操作の説明十分にやっていただくこととなっておりますので、対応できるかと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 財産の取得ということで、最近のそういった山火事等も含めて火災、そういったものへの備えとして、この消防自動車は更新していくというのは十分に必要だろうというふうに考えております。説明資料を見ますと、これ30年経過しているというところなのですが、こういった緊急車両、感覚的には20年あるいは25年で替える、その辺なのかなというところなのですが、先ほど町内13台消防車両ありますというところなのですが、今回の件のほかに30年経過するような車両というのがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（松本周次君） 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

30年経過している車両がほかにあるのかというところではありますが、1台軽排気量の、軽自動車と呼ばれるポンプ車が1台ございます。そちらにつきましては、令和9年度に更新のほうをしたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） ありがとうございます。もう一台ありますというところで、そもそもこの車両の更新、これ何年で替えるというような規定とか、そういったものは整備されているのですか。大事に使用すれば、30年あるいは40年もつというところかもしれませんけれども、先ほどの課長の答弁にもありましたけれども、性能をきちんと維持していくというところであれば、ある程度、メーカー保証等も踏まえて、性能を最大限発揮できる年数って、やっぱりこれは限りがあると思いますので、その辺の基準にする、そうした規定というものを定めるべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（松本周次君） ただいまの7番、遠藤浩議員のご質問にお答えいたします。

車両の更新につきましては、消防防災設備年次計画というようなものを策定しておりまして、一応その中では、車両につきましては20年で更新するというようなことにはなっております。今回、先ほど答弁いたしました来年予定している車両の更新をすることで、30年を超えている車両というのはなくなるという、そういう状況となっております。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 車両の台数を確保する、それも必要でしょうけれども、実際にはいざというときにその性能をちゃんと発揮させるように維持管理というものを、これも先ほど高木議員からも話ありましたけれども、メーカー等のそういった補助というか、それも含めて、あるいはメンテナ

ンス部分ですよね。恐らくこれ、取得ですから、各分団のほうに配車されて、そこの中できちっと操作方法、あるいはそういった維持というものがなされているのだろうとは思いますが、やはりこれエンジンなのです。動力としてはエンジンですから、やっぱりそういったところをしっかりと管理していく、補修していくという中で、町自体としては何か計画というか、定期的な、法的点検はあるでしょうけれども、それ以外にプラスして性能を維持していく工夫というものはされているのか、そこだけちょっと確認したいと思います。

○議長（渡邊正俊君） では、町長。

○町長（小松和真君） 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員が申されたとおり、しっかりと消防車両を確保して現有勢力を維持していくというのは、自衛消防隊として非常に必要な部分であります。今申されたところについては、しっかりと固持していきたいというふうに考えておりますが、内訳というか、内情を申しますと、もともと広野町の消防団の車両につきましては、火力発電所等を由来とする電源三法交付金や、あるいは石油貯蔵をしたことに伴っていただける交付金を活用して、車両の入替えをしてきたところでございます。今般の広野火力発電所の1号機から4号機までの廃止というものにおいても、この石油を備蓄しなくなってきたと、このことが財源をなかなか安定的に確保できない状況に至ったところでございます。今般の4分団の車両についても、都合4年間お金をためて購入していることになってございます。本来であれば、4年前にこの車両については更新する予定でありましたが、石油の備蓄がなくなったことに伴って、立地分と隣接分とっておりますけれども、今現在は隣接分の補助金だけを得ている状況でありまして、その隣接分の補助金を積立てをしまして、購入に至っているということでございます。非常に財源的に厳しい状況、運営の中で車両の維持と更新をしていかなければいけないというのが現状でございます。今後、この財源をしっかりとまた見つけるということも町の使命になってくるかと考えておりますので、それらも含めて、今後の消防団の勢力維持のために、予算確保含めて車両の維持管理、こういったところを努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第25号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 以上で本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（小松和真君） 慎重なご審議ありがとうございます。

令和8年度におきましてしっかりと町政運営努めてまいりますので、引き続きのご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊正俊君） これで令和8年第2回広野町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。ご苦労さまでした。

（午前10時00分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 渡 邊 正 俊

署 名 議 員 西 本 久 雄

署 名 議 員 渡 邊 忠 義